平成２６年（フ）第３３号
福島県いわき市錦町安良町１番地の１　ラフォーレ北宿205
破産者　緑川　恵二
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第１７４号
茨城県水戸市酒門町1119番地１
破産者　大工職人株式会社
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１０１号
栃木県小山市中央町２丁目９番14号
破産者　有限会社小倉総本舗
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第７５５号
東京都清瀬市中里２丁目1460番地の５
破産者　寶井富美枝
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４４７号
東京都国立市富士見台２丁目３番４号スカイコート国立301
破産者　有限会社ワックインテリア
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４４８号
東京都多摩市豊ヶ丘２丁目２番地１―1004
破産者　和久田國修
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７２号
新潟県長岡市宮関４丁目７番11号
破産者　有限会社山崎総合デザイン社
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第４５号
岐阜市柳津町北塚５丁目５番地１、開始決定時の住所岐阜市柳津町丸野２丁目11番地２
破産者　後藤亜季子
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３２９号
愛知県岡崎市赤渋町字郷東22番地１
破産者　サンヨウ一建設株式会社
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１２３号
三重県鈴鹿市白子駅前１番46号、前住所三重県鈴鹿市白子本町13番38号　バンベール白子1503
破産者　林　　幸宏
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１９５号
三重県津市神戸976―12、破産手続開始決定時の住所三重県津市岩田18番18号
破産者　中村　敏之
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第７号
京都府舞鶴市字真倉1015番地の４
破産者　畿北コンピュータ一株式会社
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２６年（フ）第７４号
兵庫県芦屋市業平町１番12―701号
破産者　フードコート・ジャパン株式会社
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２３１号
兵庫県尼崎市久々知２丁目２番４号
破産者　有限会社倉橋建工
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０号
和歌山市大垣内767番地
破産者　株式会社吉川組
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１９１号
宮崎市中村東２丁目４番５号
破産者　株式会社江南
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１１号
福岡県春日市春日原北町５丁目65番地１　ジョイコーポ春日原303号、申立時の住所大分県玖珠郡玖珠町大字山田1211番地の２
破産者　岡部　泰明
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第５２号
三重県名張市南百合が丘95番地、前住所三重県名張市滝之原3258番地
破産者　さくらクレーンこと　辻本　忠次
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第８５号
佐賀県武雄市橘町大字永島6340番地10、住民票上の住所佐賀県武雄市武雄町大字武雄7312番地
破産者　太田由美子
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第３４７号
仙台市太白区西の平１丁目19番21号　レオパレスプチシュマン204
破産者　佐藤　正幸
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７７号
群馬県邑楽郡板倉町朝日野４―36―６、住民票上の住所群馬県桐生市東６丁目４番12号　井草工業所内
破産者　井草　芳江
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部